

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則等の一部改正について

1 改正の趣旨

次の休暇について、付与日数の見直しを行う。

- (1) 契約職員の私傷病に係る療養休暇
- (2) 契約職員、再雇用職員の慶弔休暇、非常勤職員の忌引休暇及び慶弔休暇

2 改正の内容

(1) 契約職員

ア 私傷病に係る療養休暇・・・有給休暇として5日付与

	現行	改正
有給休暇	3日	5日
無給休暇	7日	5日

イ 慶弔休暇・・・期間の定めのない職員と同様に付与

	現行	改正
結婚	3日以内	5日以内
父母の祭日	なし	1日

(2) 再雇用職員

ア フルタイム再雇用職員の慶弔休暇・・・期間の定めのない職員と同様に付与

	現行	改正
結婚	3日以内	5日以内
父母の祭日	なし	1日

イ 短時間再雇用職員の慶弔休暇・・・1週当たりの勤務日数に応じて付与(父母の祭日に係るものは期間の定めのない職員と同様)

	現行	改正
結婚	理事長が別に定める日数	1～5日以内
父母の祭日	なし	1日

(3) 非常勤職員

ア 忌引休暇・・・期間の定めのない職員と同様に付与

現行	改正
なし～10日以内	1～10日以内

イ 慶弔休暇・・・1週当たりの勤務日数に応じて付与(父母の祭日に係るものは期間の定めのない職員と同様)

	現行	改正
結婚	なし～3日以内	1～5日以内
父母の祭日	なし	1日

3 改正する規則

- (1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則(第12条、第13条、第31条及び別表第8)
- (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則(第10条及び別表2)

4 施行期日

平成31年4月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第11条 (略) (有給休暇)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 療養休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病(前号に掲げる場合を除く)のため療養を要すると認められる場合 当該雇用の日から1年間につき<u>5日</u>の範囲内で必要と認める期間(ただし、当該1年間の内に6箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合にあっても、当該1年間の日数は<u>5日</u>を限度とする。なお、時間の換算については、年次休暇の例により1日に換算するものとする。)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 慶弔休暇は、期間の定めのない職員の例による。</p> <p>6～9 (略) (無給休暇)</p> <p>第13条 契約職員の無給休暇は、次項から第4項までに定めるとおりとする。</p> <p>2 療養休暇は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所属長は、6箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病のため療養を要すると認められる場合(前条第3項及び前号に掲げる場合を除く。)においては、当該雇用の日から1年間につき<u>5日</u>の範囲内で必要と認める期間(ただし、当該1年間の内に6箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合にあっても、当該1年間の日数は<u>5日</u>を限度とする。)について、療養休暇を与えることができる。この場合、時間の換算については、年次休暇の例により1日に換算するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第14条～第30条 (略) (非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第31条 1～4 (略)</p> <p>5 忌引休暇は、<u>期間の定めのない職員の例による。</u></p>	<p>第1条～第11条 (略) (有給休暇)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 療養休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病(前号に掲げる場合を除く)のため療養を要すると認められる場合 当該雇用の日から1年間につき<u>3日</u>の範囲内で必要と認める期間(ただし、当該1年間の内に6箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合にあっても、当該1年間の日数は<u>3日</u>を限度とする。なお、時間の換算については、年次休暇の例により1日に換算するものとする。)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 結婚休暇は、結婚した場合に3日以内とする。</p> <p>6～9 (略) (無給休暇)</p> <p>第13条 契約職員の無給休暇は、次項から第4項までに定めるとおりとする。</p> <p>2 療養休暇は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所属長は、6箇月以上の期間をもって雇用された契約職員が、傷病のため療養を要すると認められる場合(前条第3項及び前号に掲げる場合を除く。)においては、当該雇用の日から1年間につき<u>7日</u>の範囲内で必要と認める期間(ただし、当該1年間の内に6箇月以上の期間をもって雇用が更新された場合にあっても、当該1年間の日数は<u>7日</u>を限度とする。)について、療養休暇を与えることができる。この場合、時間の換算については、年次休暇の例により1日に換算するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第14条～第30条 (略) (非常勤職員の有給休暇)</p> <p>第31条 1～4 (略)</p> <p>5 忌引休暇は、<u>次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>6箇月以上の雇用若しくは雇用期間が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者については、期間の定めのない職員の例による。</u></p> <p>(2) <u>前号以外で、1週間当たりの勤務時間が29時間の者及び1週間当たりの勤務時間が29時間未満の者のうち1週間の勤務日が5日以上(週以外</u></p>

新	旧																																												
<p>6 <u>婚姻にかかる慶弔休暇は、別表8の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める期間とする。また、父母の祭日にかかる慶弔休暇は、期間の定めのない職員の例による。</u></p> <p>7～9 (略) 第32条～第40条 (略) 附 則 <u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第7 (略) 別表第8 (第31条関係)</p> <table border="1" data-bbox="141 647 703 1104"> <thead> <tr> <th>1週間の勤務日数</th> <th>休暇日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年間の勤務日数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>5日以内</td> </tr> <tr> <td>217日以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>4日以内</td> </tr> <tr> <td>169日から216日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>121日から168日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>73日から120日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>48日から72日まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1週間の勤務日数	休暇日数	1年間の勤務日数	—	5日	5日以内	217日以上		4日	4日以内	169日から216日まで		3日	3日以内	121日から168日まで		2日	2日	73日から120日まで		1日	1日	48日から72日まで		<p><u>の期間によって勤務日が定められている者にあつては1年間の勤務日が217日以上)の者について、別表8の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める期間とする。</u></p> <p>6 <u>慶弔休暇は、1週間当たりの勤務時間が29時間の者及び1週間当たりの勤務時間が29時間未満の者のうち1週間の勤務日が5日以上(週以外の期間によって勤務日が定められている者にあつては1年間の勤務日が217日以上)の者について、婚姻のために3日以内とする。</u></p> <p>7～9 (略) 第32条～第40条 (略)</p> <p>別表第1～別表第7 (略) 別表第8 (第31条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1137 647 2013 1241"> <thead> <tr> <th colspan="2">死亡した者の区分</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</td> <td>5日以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">血族</td> <td>父母</td> <td>4日以内</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹</td> <td>2日以内</td> </tr> <tr> <td>孫、伯叔父母</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">姻族</td> <td>配偶者の父母、父母の配偶者</td> <td>2日以内</td> </tr> <tr> <td>配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の伯叔父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、血族である父母に準ずる。</u></p>	死亡した者の区分		期間	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)		5日以内	血族	父母	4日以内	子	3日以内	祖父母、兄弟姉妹	2日以内	孫、伯叔父母	1日	姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	2日以内	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の伯叔父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者	1日
1週間の勤務日数	休暇日数																																												
1年間の勤務日数	—																																												
5日	5日以内																																												
217日以上																																													
4日	4日以内																																												
169日から216日まで																																													
3日	3日以内																																												
121日から168日まで																																													
2日	2日																																												
73日から120日まで																																													
1日	1日																																												
48日から72日まで																																													
死亡した者の区分		期間																																											
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)		5日以内																																											
血族	父母	4日以内																																											
	子	3日以内																																											
	祖父母、兄弟姉妹	2日以内																																											
	孫、伯叔父母	1日																																											
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	2日以内																																											
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の伯叔父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者	1日																																											

地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則新旧対照表

新	旧																								
<p>第1条～第9条 (略) (勤務時間等)</p> <p>第10条 1～11 (略)</p> <p>12 再雇用職員等に対して、その願い出に基づき、有給休暇として慶弔休暇を与えることができる。この場合の与えることができる日数は、再雇用職員については期間の定めのない職員の例によるものとし、再雇用短時間勤務職員については、別表2の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める期間とする。</p> <p>13～18 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1週間の勤務日数</th> <th style="text-align: center;">休暇日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年間の勤務日数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5日</td> <td style="text-align: center;">5日以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">217日以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4日</td> <td style="text-align: center;">4日以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">169日から216日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3日</td> <td style="text-align: center;">3日以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">121日から168日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2日</td> <td style="text-align: center;">2日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73日から120日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1日</td> <td style="text-align: center;">1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48日から72日まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1週間の勤務日数	休暇日数	1年間の勤務日数		5日	5日以内	217日以上		4日	4日以内	169日から216日まで		3日	3日以内	121日から168日まで		2日	2日	73日から120日まで		1日	1日	48日から72日まで		<p>第1条～第9条 (略) (勤務時間等)</p> <p>第10条 1～11 (略)</p> <p>12 再雇用職員等に対して、その願い出に基づき、有給休暇として慶弔休暇を与えることができる。この場合の与えることができる日数は、再雇用職員については3日以内とし、再雇用短時間勤務職員については、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数とする。</p> <p>13～18 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>(新規)</p>
1週間の勤務日数	休暇日数																								
1年間の勤務日数																									
5日	5日以内																								
217日以上																									
4日	4日以内																								
169日から216日まで																									
3日	3日以内																								
121日から168日まで																									
2日	2日																								
73日から120日まで																									
1日	1日																								
48日から72日まで																									